

平成22年 第4回 定例会

田原本町議会会議録

平成22年12月13日

午前10時00分 開会

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (16名)

1番 森井基容君	2番 安田喜代一君
3番 森良子君	4番 永井満智男君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	8番 辻一夫君
9番 吉田容工君	10番 植田昌孝君
11番 松本美也子君	12番 小走善秀君
13番 吉川博一君	14番 松本宗弘君
15番 上田幸弘君	16番 竹村和勇君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 松井敦博君 議事係長 植田知孝君

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 寺田典弘君	副町長 森口淳君
総務部長 中島昭司君	総務部参事 石本孝男君
住民福祉部長 松田明君	生活環境部長 平井洋一君
産業建設部長 高村吉彦君	水道部長 吉川建君

総務課長	鍬田芳嗣君	監査委員	植宏君
教育委員長	里見大聞君	教育長	片倉照彦君
教育次長	松原伸兆君	会計管理者	東口豪君
選挙管理委員会 事務局長	駒井啓二君	農業委員会 事務局長	小泉義次君

平成22年田原本町議会第4回定例会議事日程

12月13日（月曜日）

○開 会（午前10時）

○町長招集挨拶

○会期の決定

○会議録署名議員の選出

○現金出納検査の結果報告

○報第15号～第17号 町長の専決事項の指定についての報告

○休 憩（日程の説明）

○同 第 4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めること
について

- ・提案理由の説明
- ・採決

○同 第 5号 公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて

- ・提案理由の説明
- ・採決

○選 第 2号 選挙管理委員会の委員、同補充員の選挙について

○発議第11号 田原本町住宅リフォーム促進助成条例

- ・趣旨説明

○発議第12号より発議第14号までの一括上程

- ・趣旨説明
- ・質疑
- ・討論

・採決

○発議第15号 田原本町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

・趣旨説明

・質疑

・討論

・採決

○議案の一括上程（報第18号より議第50号までの19議案について）

○町長より提案理由の説明

○散 会

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開会

○議長（松本宗弘君） ただいまの出席議員数は16名で定足数に達しております。
よって、議会は成立いたしました。

これより平成22年田原本町議会第4回定例会を開会し、直ちに会議を開きます。

町長招集挨拶

○議長（松本宗弘君） 町長より定例会招集についてのあいさつを受けることにいたします。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、平成22年田原本町議会第4回定例会の開会に際しまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、常日ごろから町勢発展のため多大なご支援、ご協力を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げる次第でございます。また、本日は師走も半ばに差しかかり、公私何かとご多用の中ご出席をいただきまして、今期定例会を開会でき得ましたことに重ねて御礼申し上げる次第でございます。

なお私事で恐縮でございますが、先に執行されました町長選挙で再選をいただき、引き続き田原本町の舵取りを務めさせていただくことになりました。これもひとえに議会並びに町民の皆様の温かいご支援、ご協力の賜物と深く感謝を申し上げます。

今後はより一層気を引き締め、これまで培った1期4年の成果を糧に、このまちに住んでよかったと実感できるまちづくりに向けた施策の推進に全力で取り組んでまいりますので、何とぞ変わらぬご支援、ご協力をお願い申し上げます。

さて、年末を控えまして依然社会経済は厳しく不安定な状況にあります。本町におきましても、今後も厳しい財政運営を強いられることが予想されますが、現在、来年度を見据えた事業の取り組みを行い、平成23年度の予算編成を行っているところでございます。今年度の事業の検証と反省のもとに、来年度の取り組みが前進したものとなるよう、さらなる町の発展を目指してまいりたいと考えております。

そのような中、今期定例会におきましては、21議案の重要案件につきましてご

審議を賜るわけですが、何とぞよろしくお願いを申し上げまして、簡単ではございますが開会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

会 期 の 決 定

○議長（松本宗弘君） 会期の件についてお諮りいたします。本定例会の会期は本日から17日までの5日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、会期は17日までの5日間と決定いたしました。

会議録署名議員の選出

○議長（松本宗弘君） お諮りいたします。会議録署名議員の選出については、会議規則第119条の規定により、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、議長より指名いたします。

8番、辻議員、9番、吉田議員、10番、植田昌孝議員、以上の3名の方にお願いをいたします。

現金出納検査の結果報告

○議長（松本宗弘君） 報告事項を求めます。

現金出納検査の結果について、代表監査委員。

（監査委員 檜 宏君 登壇）

○監査委員（檜 宏君） おはようございます。

議長のご指名によりまして、去る9月27日、10月25日、11月25日に、議会選出委員とともに実施いたしました現金出納検査の結果をご報告いたします。

一般会計及び各特別会計に属する8月31日、9月30日並びに10月31日現在の出納状況について検査いたしましたところ、検査現在日での現金残高は、町指定金融機関保有の現金残高及び各金融機関の預金残高の合計と歳入歳出簿現金残高

と符合し、関係法令を遵守の上、的確に処理されていたことをご報告申し上げます。
以上でございます。

報第15号～第17号 町長の専決事項の指定についての報告
○議長（松本宗弘君） 続きまして、報第15号から報第17号の町長の専決事項の指定についての報告をいたします。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分されましたのは、変更契約2件と損害賠償額の決定1件であります。既に招集通知とともに専決処分書を配付いたしておりますので、ご清覧おきお願いを申し上げます。

日程の説明の間、暫時休憩をいたします。

午前10時06分 休憩

午前10時07分 再開

○議長（松本宗弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程に入ります。

同第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の
同意を求めることについて

○議長（松本宗弘君） 同第4号、固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長より議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（松井敦博君） それでは議案を朗読させていただきます。

同 第4号

固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

平成22年12月13日提出

田原本町長 寺 田 典 弘

住 所 田原本町大字薬王寺36番地の11

氏 名 ^{なか} ^{むら} ^{まさ} ^{のぶ}
仲 村 匡 延

生年月日 昭和13年12月1日

経 歴 田原本町固定資産評価審査委員

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、同第4号、固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることにつきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会の委員の任期満了に伴いますもので、田原本町大字薬王寺36番地の11、仲村匡延氏、昭和13年12月1日生まれを適任者として再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

議員各位におかれましては、ご同意賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） ただいま町長より説明のありました固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについては、仲村匡延君に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、同第4号、固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについては、仲村匡延君に同意することに決しました。

同第5号 公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求める
ことについて

○議長（松本宗弘君） 続きまして、同第5号、公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長より議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（松井敦博君） それでは議案を朗読させていただきます。

同 第5号

公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて

次の者を公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成22年12月13日提出

田原本町長 寺田典弘

住 所 田原本町大字新町188番地の4

氏 名 吉川幸宏
よし かわ ゆき ひろ

生年月日 昭和18年1月24日

経 歴 田原本町公平委員

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、同第5号、公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

本案は、公平委員会の委員の任期満了に伴いますもので、田原本町大字新町188番地の4、吉川幸宏氏、昭和18年1月24日生まれを適任者として再任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

議員各位におかれましては、ご同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） ただいま町長より説明のありました公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについては、吉川幸宏君に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、同第5号、公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについては、吉川幸宏君に同意することに決しました。

選第2号 選挙管理委員会の委員、同補充員の選挙について
○議長（松本宗弘君） 続きまして、選第2号、選挙管理委員会の委員、同補充員の選挙についてを議題といたします。

事務局長より議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（松井敦博君） それでは議案を朗読させていただきます。

選第2号

選挙管理委員会の委員、同補充員の選挙について

地方自治法第182条第1項の規定により、選挙管理委員会の委員、同補充員を選挙する。

平成22年12月13日

田原本町議会

1. 選挙管理委員会の委員（4人）

1. 同補充員（4人）

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長より指名することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、議長より指名をいたします。選挙管理委員会の委員、同補充員の指名については、事務局長をもって発表させていただきます。

○議会事務局長（松井敦博君） それでは発表いたします。

まず、選挙管理委員会の委員、4名でございます。

小泉和男、田原本町大字薬王寺529番地、昭和16年4月24日生まれ。

川嶋 均、田原本町大字鍵356番地の12、昭和23年2月12日生まれ。

石橋一晃、田原本町大字宮古24番地、昭和22年4月7日生まれ。

嶋田 稔、田原本町505番地、昭和17年2月12日生まれ。

次に、同補充員4名でございます。

第1順位、上田利己、田原本町大字矢部528番地、昭和27年12月27日生まれ。

第2順位、多賀義彦、田原本町大字満田382番地の3、昭和19年5月9日生まれ。

第3順位、福井 章、田原本町大字八尾704番地、昭和9年12月3日生まれ。

第4順位、三濱敦彦、田原本町大字蔵堂351番地、昭和13年4月23日生まれ。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） お諮りいたします。ただいま発表いたしましたとおり、選挙管理委員会の委員、同補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、選挙管理委員会の委員、同補充員に諸氏が当選されました。

発議第11号 田原本町住宅リフォーム促進助成条例

○議長（松本宗弘君） 続きまして、発議第11号、田原本町住宅リフォーム促進助成条例を議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知とともに配付をいたしておりますので、議員各位におかれましては熟読を願っている関係上、この際議案の朗読を省略いたしまして、提出者より趣旨説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

それでは提出者より趣旨説明を求めます。9番、吉田議員。

(9番 吉田容工君 登壇)

○9番(吉田容工君) それでは田原本町住宅リフォーム促進助成条例の提案理由を申し上げます。

本町は、これまで地の利を生かして、経済的には多面的に発展してきました。2004年の数字ですが、製造業出荷額、県内10位、卸小売販売額、県内8位、農業産出額、県内9位、それぞれが均等に伸びていました。田原本町内に買い物に来る人がいましたし、町内で生産したものを買い求める人が多くいました。

しかし、大規模農家推進策と米価自由化が農業から事業としての魅力を奪い、企業生産の海外展開が地場産業を壊滅させてしまいました。大手スーパーの自由化が小売業を駆逐しました。

今、町内の業者からは「これだけ仕事がないのは経験したことがない」という、ため息がたくさん届いています。各業者さんはそれぞれ頑張っておられますが、残念ながら買い物に来る人が減っています。買い求める人も減っています。町として、このような状態のときにどのような対応をするのか問われています。

町外からの流入がない中、せめて町民の方が町内でお金を使う機会を増やすことで地域経済を盛り上げるということが、今各地で取り組まれています。

今回提案した住宅リフォーム促進助成条例は、町内にお住まいの方が快適な住環境を実現したい気持ちを町が後押しすることで、町内業者の仕事を創出する。町内業者の仕事が増えると雇用と所得を生み出す。所得が地域で消費され、地域を潤す。町の税収が増え、財政が潤う。このような経済の地域内循環を実現するものです。

対象工事を20万円以上としたのは、細かいリフォーム工事を対象とすることでリフォーム工事の対象業種をより広めることを目的にしています。

助成限度額を5万円としたのは、全国的には20万円を助成している自治体がありますが、ちなみにお隣の広陵町では10万円です。町の財政状況に配慮しました。

財政支出額総額を条例に計上していないのは、年間300万円でも、5,000万円でも、財政の状況と利用申し込みの状況に応じて決めたらいいと考えますので、行政に決定権を預けるためです。

対象業者は町が規則等で定めるとしてあります。あまり条件を厳しくするのではなく、税金を滞納されていても本工事を受注することで納税が可能となるなど、受

注状況を好転させることを検討するなど、柔軟に対応することを前提にしています。

この条例は平成23年度と平成24年度の暫定条例としたのは、今の経済状態を脱出するための暫定措置として、住民の皆さんから納めていただいた税金を使ってリフォームをしたいと考えておられる方の背中を押すこと。住宅全体を耐震改修することはできないが、命を守る耐震改修ができる方の背中を押すこと。それが町内業者の仕事を増やし、仕事が増えると雇用にもつながる可能性が拡大します。その結果、住民税等の増収にもつながります。

実際、住宅リフォーム助成条例に取り組んでおられる秋田県では、経済波及効果は助成額の2.4倍と報告されています。町が税金を投入してまでも地域内経済循環を実現して、町内経済を活性化させることが必要な状況ではないでしょうか。

議員の皆さんの賛同を求めまして提案理由とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして、発議第11号、田原本町住宅リフォーム促進助成条例の趣旨説明を終わります。

本議案につきましては、産業建設常任委員会に付託をいたしまして審査を願うことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、本議案は産業建設常任委員会に付託をして審査を願うことにいたします。

発議案の一括上程（発議第12号より発議第14号までの3議案
について）

○議長（松本宗弘君） 続きまして、発議第12号、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に関する意見書から発議第14号、脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書までの3議案を議題といたします。

お諮りいたします。発議第12号、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に関する意見書から発議第14号、脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書までの3議案については、会議規則第37条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、発議第12号から発議第14号までの3議案につきましては一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知とともに配付をいたしておりますので、議員各位におかれましては熟読を願っている関係上、この際議案の朗読を省略いたしまして、各々提出者より趣旨説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

それでは順次提出者より趣旨説明を求めます。発議第12号及び発議第13号について、9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは発議第12号、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に関する意見書の提案説明をさせていただきます。

国が発表した「子ども・子育て新システム基本制度案要綱」には、保育所・幼稚園・認定子ども園を一本化するだけでなく、直接契約方式の導入、一括交付金化などが含まれています。

このようなことが導入されれば、住んでいる自治体ごとにサービスが異なり、また家庭の経済状態により、利用できるサービスが異なることとなります。これは国や地方自治体の法的責任で、全国どの地域においても子どもたちが健やかに育つことを保障する現行制度から大幅に逸脱することとなります。

直接契約方式や直接補助方式が導入されれば、人気のある保育所等に集中し、入園試験が導入されます。入園できても特徴のある保育に出費がかさみます。反対に人気のない保育所等は、非正規保育士に頼らざるを得なくなり、経営に影響が出てきます。子育てにお金を出す自治体と出さない自治体で、保育の質に大きな差が出てきます。そうならないためにも保育や幼稚園教育への国の責任を、財政面でも、運用面でも果たさせることを前提とした現行制度を充実させることが求められています。

親の貧困を子どもたちに転嫁することなく、分け隔てなく子どもたちが健やかに育つ環境を提供することが求められています。安心して預けられる保育の拡充は、

国と県の責任が明確な現行制度の根幹があつてこそ可能です。幼児教育の質の低下を来たさないよう、国・県の責任を明確にすること。児童福祉法第24条に基づく公的保育制度の堅持・拡充を基本としたものに、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」を見直すよう、議会を挙げて意思表示していただきますよう、よろしく願いいたします。

引き続きまして、発議第13号、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への協議に加わらず、参加しないことを求める意見書に対する提案説明をさせていただきます。

11月10日、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加に反対する農民運動全国連合会の国会前座り込みに参加された農家の方、本町の方のご意見を伺いました。

農協・漁協・森林組合がTPP参加反対で共同し、集会を行った後、請願デモをされたそうですが、自民党・公明党・共産党・社民党・国民新党が請願の受け付けをしていた。かつてない組み合わせだったとおっしゃっていました。

政府が突然発表したTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）の参加に対して、幅広い方々が「もっと掘下げて検討すべきである」「もっと国民に説明する必要がある」と訴えておられます。

そもそもTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）は、民主党がマニフェストに掲載することを避けていたものです。国民に何の説明もなく、突然、「乗り遅れるな」とあおり立てることには大きな問題があります。影響は農業生産にとどまらず、地域経済、雇用に及びます。極めて深刻な結果をもたらすと懸念されています。

この協定を進める立場の方からは、「日本の農業を輸出を促す農政への転換が必要」と主張されます。しかし、輸出商品を生産される方は、国内に安価な商品を提供されません。TPPに参加すると、私たちが購入できる安全で安価な食品を提供されておられる農家に多大なダメージをもたらすと心配されています。本町の農家をも含めて多くの農家は輸出するために生産されておられるのではなく、地元近隣で食べていただくために生産されています。奈良県で生産するお米の量では、県内の消費を賄うことができない状態です。消費者も「安かったらいい」ではなく、「少し高くても安全なものを購入したい」という指向を強めておられます。今年のような

酷暑の夏など異常気象が続く中、地球的規模での食料不足を心配する状態にとどまらず、世界では既に食料不足は実際に発生しています。

T P Pへの参加は、農業生産者だけでなく、消費者である我々にとって直接影響のある問題と捉えることが大切です。T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）について、国民の中で理解も了解もない状態で参加へ踏み切るとは拙速です。農業者・消費者に十分な説明を行い、理解を得られるまでは協議にも加わらないことが前提なく検討するための必須条件です。

今月8日、岩手県議会では環太平洋戦略的経済連携協定の交渉に参加しないことを要望する意見書が全会一致で採択されました。

9日には、樺原市内で「T P P交渉への参加に反対し、日本の農業を守る奈良県緊急集会」が開かれました。実行委員長のJ A奈良中央会会長、永田正利さんは「奈良県は小さい農業だが、近郊農業で一生懸命取り組んできた。T P Pが締結されたら、今でも安い米が3分の1の値になる心配もある。集会を出発点に国民運動として展開していきたい」と述べられました。

議員の皆さんには、田舎の経済が農業など第一次産業に支えられることをご理解いただき、前提なく十分な検討するためにもT P P（環太平洋戦略的経済連携協定）への協議に加わらないことが大切という認識で、本意見書に賛同していただきますよう求めるものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 続きまして、発議第14号について、5番、古立議員。

（5番 古立憲昭君 登壇）

○5番（古立憲昭君） 議長のお許しをいただきまして、今期定例会に提出させていただきました脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書について趣旨説明をさせていただきます。

脳脊髄液減少症と申しますのは、交通事故やスポーツの外傷などにより、頭部や全身に強い衝撃を受けた結果、脳脊髄液が漏れ、その結果、頭痛・めまい・倦怠感など、さまざまな症状が複合的に起きる状態でございます。前の言葉で言いますと「むち打ち症」という言葉で言うとおわかりになると思います。

このことが初めて報告されたのが、1938年のことですが、長い間注目されず

にありました。そして今から15年ぐらい前に、脳MRIで診断できるようになってからが、症例の報告が多くなったと報告されております。

この脳脊髄液減少症は、本年4月に検査費用に関しては保険適用となったのですが、これに効果のある治療、いわゆるブラッドパッチ療法と言いますが、これがいまだに保険適用がされておられません。

このブラッドパッチ療法と言いますのは、脳の脊髄液が漏れている部分、ここに自分の血を導入することによって、漏れている部分から自分の血が出ていくから凝固するわけですね。それによって傷口をふさぐことによって、漏れを修復するという効果がございます。今のところ、この症例に対しては、この治療しかないというのが現状でございます。

したがって、この治療は、治療費が入院費を含めて10万円から30万円ほどかかり、患者には高額な治療費に現状は悩まされております。

患者数は推定で数十万人、そしてこの脳脊髄液減少症という病名は、まだまだ認知が低く、また専門医や医療機関も少ないのが現状でございます。

ただ、本年8月にこの「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」、この事業は中間目標数である100症例に達しましたので、今後この症例に基づいて診断基準を定めていく予定になっております。

そして来年度は、この診断基準に基づいて診療ガイドラインの策定及びブラッドパッチ療法の確立を図っていただきたい。

そして確立を図ると同時に、保険適用と我々はすべきであると考えております。

したがって、まだまだ認知度の低い、この病名でございますが、もうどこでも起こり得ることでございます。特に、学校現場におきまして、子どもたちのスポーツや、そしてぶつかり合いによって頭部が損傷を受けた場合に、現状の学校の共済では、なかなか治療がしてもらえない。保護者の負担となってきておりますし、それともう1つは先生もこういう症状があるということをご存じない方が結構おられますので、誤った知識によって単なる子どもの頭痛やという判断がされておることがございますので、一刻も早くこの脳脊髄液減少症の診断及び治療の確立をしていただきたいということでございます。

したがって、このことを国においても、今回提出いたしました、この意見書

のごとく、この確立を早期に実現するよう強く求める次第でございますので、議員皆様方のこれに関してのご理解をいただき、そしてご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） ただいまの各々の趣旨説明に対し質疑を許します。質疑ありませんか。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは今説明いただいた発議第14号について、私は反対する立場ではないんですけども、確認のために質問をさせていただきます。

脳脊髄液減少症に対する意見書は前回にも、平成19年でしたかね、本会議で採択をしていると思います。そのときも賛成させていただきましたし、その点では異存はないんですけども。

その中で、私がちょっと気になっていることは、意見書というのは政治的な判断を求めることだと思うんです。それが、この中には医学的な判断をなささいということを書いてあるような気がするんです。例えば政府がこちらを採用するか、こちらを採用するかは、それは政治的な判断でできると思うんですけども、それで脳脊髄液減少症について研究をもっと進めなさいということをお前は意見書で上げたと思うんですけども、その進めた結果、ブラッドパッチ療法が、その治療として確立しなさいよということが2項に書いてあると思うんですね。それがね、もう医学的にどうなのかなというのが1つわからないことなんです。

私の調べた中ではブラッドパッチの効かない症例も多くあるんだというようなこともありましたしね。ですからその点では、ブラッドパッチに頼ることではなくて、ブラッドパッチ療法を中心として多くの治療法を確立しなさいという中身の趣旨かなという思いで受け取っていいのかということと。

それと、保険適用しなさいということがありますけれども、保険適用をすると、自動的に3項のですね、災害共済給付制度や労働者災害補償制度、自動車損害賠償責任保険の対象になるんじゃないかと思うんですね。その点では、これはそういうことも前提として、あえてですね、先ほど説明されたように、この学校現場とかでも速やかに実現してほしいという意味で出しておられるのかということで、この2点、確認させてください。

○議長（松本宗弘君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） この治療の部分ですけども、おっしゃるように、これで全部が治るという部分ではございません。治療が終わって1年後、完治が大体2割、70%の改善が5割と合わせて、7割ぐらいが満足できる結果であると。残りの3割に関しては今後の課題ということでございますので。おっしゃるように、その残りの3割を含めて今後やはりいろんなケースも研究していかないといけないと、対応しないといけないと思います。おっしゃるとおりでございます。

ただ、今現状ではこのブラッドパッチ療法というのが一番効果があるということでございます。それと中間目標である100症例が出てきておりますので、その基礎データに基づいてやれるという結果になっておりますので、早急にこれの対策を立ててほしいということでございます。

それとあと1点、何でしたかね。（「保険適用したら自動的に3番の適用になるのと違うかなと思って」と吉田議員呼ぶ）

まことに申しわけございません。その分に関しては、保険適用されたときに、それが行くということを私自身、知識がなかったものですから。残念ながら申しわけないです、お答えすることができません。ただ、この意見書のとおりやっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（松本宗弘君） ほかにありませんか。5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） 1つお聞きしたいのはTPPのことなんですけども、ここには協議にも加わらないということをおっしゃっておられるんですけども。

おっしゃるように、確かに農業に対する抜本的な政策をやらないとダメージは大変大きくなると思います。しかし、その反面、この協議に参加しなければ、日本の経済、輸出産業はどうなるのかということが大変重要な部分もあると思います。経済がこれによって、輸出産業が落ち込むことによって、日本の経済がますます落ち込んでいくと。そうすると農業政策そのものもできなくなるおそれがあると思っております。

その辺のこれに参加せずに協議もしないことによって、日本の経済に関してどのようにお考えでしょうか。特に輸出産業に関して、ご意見をお聞かせください。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 日本の産業という場合ですね、それは第一次産業、第二次産業、第三次産業と、普通そういう具合に分類されているわけです。それで日本の産業全体ということと、日本国土全体ということ考えた場合、今、限界集落ということが言われています。

限界集落というところは、かつて林業をされていた、農業をされていた、漁業をされていた、それが基幹産業となっていたところが限界集落と、そして今や限界自治体という形に広がっていています。その点では日本の輸出が増えたとしても、工業製品の輸出が増えたとしても、限界集落や限界自治体に対する手当ては全く行われない。

それよりもですね、日本の国全体に波及効果を出すとしたら、第一次産業である農業・漁業・林業、今ここに手を入れることこそが、日本全体の発展と言いますか、国としてのあり方というのを保てるのではないかと思っているわけです。

工業製品の輸出ということを今強調される方が多いわけですが、私はそれよりも、このTPPに参加したときのマイナスの影響のほうが極めて大きいということ、これはこの意見書に書かせていただいていますように、経済産業省の評価と農水省の評価ということでは出ているわけですので、このことに基づいて判断するのが今一番賢明ではないかと思うわけです。

TPPというのは9カ国の取り決めをしようかという話であります。全世界を対象としたものではありませんし、その点ではじっくり日本がどういう方向で進むのか、国としての指針を定めた上で、こういう話にも参加をするのなら参加をする、参加はしないのなら参加はしないという、まだそういう段階だと思いますので。しかも今言われているTPPについてはですね、東京ではオブザーバーとして参加できましたけれども、今はもう既に実際にやる人しか参加しませんよということで、日本はその議論の中にも入れてもらえてないという状態ですので、何もそこを無理矢理分け入ってですね、私も入れてくれと、国民の合意がないにもかかわらず入れてくれと言うのは、拙速ではないかなと思うこともありますので、今回の意見書の提出をさせていただきました。

○議長（松本宗弘君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） 何回もおっしゃるように、このTPPの参加は少し焦り過ぎ

という部分があると思います。もっと議論を深めていかないといけないと思うんですけども。私が一番心配するのは、やはり経済がこれによって9カ国ですけども、この9カ国に対しての輸出入に関しての交渉が参加できなくなれば、この9カ国だけでいろんなことを決められてしまうと。そうすると日本は完全に外されてしまって、輸出すらできなく、難しくなってくるということが起こると同時に、それによって日本の工場が海外移転ということも起こってくる。ということは、雇用も全部海外でされていくケースが起こってきますので、やはりここはきちっと協議だけでも参加をして、日本の状態をきちっと説明し、そしてその中で1つのことを、日本のいいスタンスを説明していかないと、これは確実に9カ国だけでとられて、後で入ろうと思っても、もう日本の立場・意見というのが通用できなくなりますので。やはり何らかの形で、このTPPに参加をし、そして日本が堂々と意見を言うていくのが正しいのではないかと。

確かに農業の問題があります。ただ、今まで現在、この農業のいろんな政策をやってきましたけれども、農家の方々は確かに個別所得補償や何やかんだで、まあまあいけてきたと思うんですけども。日本の農業全体がなかなか衰退していつていると。しかし、このTPPを契機に真剣に農業のことを、対策を考えるチャンスだと思うんですね。これが11月までという期限が1つありますから、これまでに農業対策をきちっとやらないと農業が大変なことになります。

期限があるので、逆に言うと、本当に真剣に農業対策ができると思うんですけども。韓国においてもそうでございますね。あそこもヨーロッパと結ぼうとしております。しかし、農業に関してはものすごく真剣に対策を立てております。

その1つの例が、やはり農業に対する補助金というのが、半分は農業強化のための対策としております。いわゆる輸出とか、農業とか、ブランドとか、そういうのができる、農業の力を強めようとする強化をしております。残りの半分は各農家の方々に個別補償をしていくという2つ構えで真剣に、もう今までの倍ぐらいの予算を突っ込んでやっていくという結果が出てきております。

だからこのTPPに、やはり参加することによって、農業が本当に真剣に対策ができるんじゃないかと思うんですけども、その辺のことをどうお考えでしょうか。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 今、韓国の農業のことをおっしゃいましたけども。韓国はアメリカとF T A、自由貿易協定を結びました。しかし、国内では批准されていないんですね。それはなぜかと言いますと、農業者の方が、そんなことをしてもらっては困るんだと、産業として成り立たないんだということで、国内では批准までされてません。

その点では、韓国は今、古立議員がおっしゃったように、本当に農業に対する真剣な取り組みをしておられるにもかかわらず、そこでやはりストップがかかると。そう考えますとね、日本が本当にこのT P Pへ参加というのは発表されましたけども、農業に対してどういう施策をするかは全く出されていないんですね。出されていない中で、頑張れよ、頑張れよということだけで済まされてですね、このT P Pのほうだけが進むというのでは、まあ今おっしゃったように、日本政府も本当に農業政策を真剣に打ち出して、こういうふうにするからこうですよと言うんでしたら、まだわかるんです。しかし、それがなくてね、農業者頑張れということでは、やっぱり産業として成り立たない。

そもそも農業が産業として成り立たない理由は、今一生懸命農業をやっている方が、自分が働いて、そして稼ぐということによって生計を立てられるかどうかということについては、将来に対する大きな不安があると。その点では、次の世代にこれを無理にしてもお願いすることはできないということもありまして、次の世代の方がおられないと。それで農業をやっている方が高年齢化されていってるといって、産業の全体の形があるんだと思うんですね。

ですから農業をその生計を成り立たせる産業に育てていくと、こういうことが国の施策として打ち出されない以上ですね、このままじり貧の状態になるのではないかと。その点では古立議員がおっしゃったように、農業政策に本当に注視して力を注ぐということを国が具体的に打ち出すということがありましたら、それはまた次の話になるかと思えますけども。それさえ行われてないときにT P Pへの参加を期限があるから決めるんだと、協議に入っていくんだということは、ちょっと私は地域の地方自治体としてですね、推進することはできないんじゃないかなと思うんです。

特に田原本町のように、かつては農業立町ということで、まちづくりをしてきた

ところですし、農地はたくさんあります。その点では、これからのまちのあり方ということにも反映しますので、今回のＴＰＰ（環太平洋戦略的経済連携協定）と、こういうところには、国民への説明も施策もない中で足を踏み出すことには、やはりちょっと待ってくださいよと言うのが、本町議会の姿勢であるべきではないかなという思いです。

○議長（松本宗弘君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。２番、安田議員。

（２番 安田喜代一君 登壇）

○２番（安田喜代一君） 議長のお許しをいただき「ＴＰＰ（環太平洋戦略的経済連携協定）への協議に加わらず、参加しないことを求める意見書」について、賛成の討論をいたします。

皆様方ご承知のように、我が国は瑞穂の国であり、国土の隅々にまで美しい農山漁村が展開し領土が保全されている。農山漁村に住む人々が伝統文化を守りながら安全・安心な食料を供給しております。

政府は平成２２年１１月９日「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定した。この中でＴＰＰについて交渉の参加・不参加を先送りにしたものの、「関係国との協議を開始する」と判断したことは極めて遺憾であり、ＴＰＰ交渉への参加に反対で、絶対に認めることはできません。

基本方針では、我が国農業分野について「国を開く」ことを目標に掲げているが、農業分野は既に十分に開かれております。我が国は世界最大の農林水産物純輸入国であり、国民の圧倒的多数が望むのは食料自給率の向上であります。

仮に今後、政府がすべての品目を自由化交渉の対象とし、ＴＰＰ交渉に参加する判断を行えば、日本農業は壊滅的な打撃を受け、関連する幅広い産業に悪影響を及ぼし、我々が望む自給率は１４％まで低下し、しいては多面的機能の喪失、また地

域経済・雇用の崩壊につながる。例外なき関税撤廃を原則とするこのTPPへの参加がいかに甚大なものか火を見るより明らかであります。

一方、本町の農業においては、小規模ながら品質向上を目指した生産が行われ、消費者ニーズに即した安全・安心な農産物づくりに向けた取り組みを行っております。また、次世代の子どもたちに自然豊かな、この貴重な財産を引き継いでいくことが求められています。

私は、農業委員会会長を兼務しており、その立場からもTPP（環太平洋戦略経済連携協定）への協議に加わらず、参加しないことを求めます。

議員各位には、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げて、賛成の討論といたします。

○議長（松本宗弘君） ほかにありませんか。3番、森議員。

（3番 森 良子君 登壇）

○3番（森 良子君） TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への協議に加わらず、参加しないことを求める意見書に賛成する意見を述べさせていただきます。

私は兵庫県の山深い農家の生まれで、小さいころから兄弟たちと一緒に田に出て農作業を手伝いました。両親が朝から暗くなるまで田や畑で働いている姿をずっと見て、農作業の大変さは知っています。

日本の国土は狭く、外国のように広い農地でできる農業ではありません。多くはそんな山間の田で稲作をする人々に支えられて、日本独特の白いふっくらしたお米がつくられてきたのです。

田原本町は昔から農業立町として、町が応援して農業を守ってきたという経過があります。ところが今問題になっている、このTPPですが、環太平洋地域でのより完全な自由貿易を目指す協定に参加することになれば、食料自給率は40%から13%へ急落すると言われていています。農業だけでなく、漁業、林業、それらの関連産業への影響は計り知れません。

私たちの健康・文化、そして未来を担う子どもたちのためにも、地産地消の考えを大切にしたいからこそ、このTPPへの協議に加わらず、参加しないことを求める意見書に賛同します。

各議員の皆様方のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

引き続きもう1つ、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に関する意見書に賛成する討論をさせていただきます。

私は以前、22年間、保育園で働いてきました。保育所は働く父母を支え、朝から晩までの0歳からの子どもの生活と発達を保障する福祉施設です。幼稚園は3歳以上の子を対象に午前4時間を基本とし、夏休みもある学校教育施設です。

この新システムはそれぞれ長い歴史をもつ保育所と幼稚園を一体化して子ども園をつくるというのです。これは、これまで保育所に対して市町村や国が持っていた入所や保育水準、保育費用を保障する責任をなくしてしまうことです。保護者が自己責任で契約し、料金は利用時間に応じて増えることになります。また保育や子育ての国の補助金も1つにまとめて、その使い道や制度、施設基準などは、できるだけ市町村が自由に決めるようにすることです。これは大変なことになると思います。待機児童の多い地域では、何カ所も回って申し込みをしないと入れないことになりはしないか、また、低所得家庭や障がい児は手間がかかると入所を断られたり、保育料滞納で退園を迫られることも心配されます。

憲法や児童福祉法で保障されている働く権利や保育の保障などが、すべて守られない状態になって、大変危険なシステムだと思います。

私は、この「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に関する意見書に賛成し、各議員の皆様方のご賛同をいただけますよう、よろしく願いいたします。

○議長（松本宗弘君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

これより発議第12号、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に関する意見書を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 賛成少数と認めます。よって、本議案は否決されました。

続きまして、発議第13号、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への協議に加わらず、参加しないことを求める意見書を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、発議第14号、脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

発議第15号 田原本町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（松本宗弘君） 続きまして、発議第15号、田原本町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知とともに配付をいたしておりますので、議員各位におかれましては熟読を願っている関係上、この際議案の朗読を省略いたしまして、提出者より趣旨説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

それでは提出者より趣旨説明を求めます。12番、小走議員。

(12番 小走善秀君 登壇)

○12番（小走善秀君） 議長の許可をいただきましたので、平成22年田原本町議会第4回定例会に上程されました発議第15号、田原本町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について趣旨説明を申し上げます。

この改正につきましては、国の人事院勧告等に準じまして、議会議員の期末手当の年間支給月数を平成23年4月1日から0.15月分引き下げるものでございます。

以上が本定例会に上程いたしました議案についての趣旨説明であります。

議員各位におかれましては、よろしくご理解をいただき、ご賛同賜りますようお願い

願い申し上げまして、趣旨説明を終わります。

○議長（松本宗弘君） ただいまの趣旨説明に対し質疑を許します。質疑ありませんか。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは質問をさせていただきます。

今も提案理由にありましたように、人事院勧告に基づいて、この議員の報酬を下げるということがありました。

そこで1つだけ聞かせていただきたいのは、人事院勧告は今年の4月にさかのぼって、まあこれは議員を指定したわけではありませんけれども、国家公務員に対して引き下げを行うべきだという勧告を行ったと、私は思っているんです。

それが、今回は来年の4月から引き下げをするという提案をされているということです。人事院勧告は今年の4月からさかのぼって行いなさいということでしたけれども、それを行わずに来年の4月から行うというところの、その判断はですね、どういう理由でされたのかということをお教えください。

○議長（松本宗弘君） 12番、小走議員。

○12番（小走善秀君） 一応、人事院勧告はそういうことではありますが、一般公務員については完全に実施すべき話であります。議員関係については議会で議決するという、この議会でね、ということがございますし。そこで、さかのぼってすることについては事務手続上、その他で繁雑でもございますし、もう期末でもありますので4月1日からが妥当であろうということで、ご提案させていただいております。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 今回の議案の中に、専決処分で職員の皆さんの給料の人事院勧告に応じた引き下げが計上されています。

その中には、期末手当だけでなくですね、本給のほうも下がっています。さらに55歳以上の人は1.5%という引き下げが、これは本給、各手当、すべてにわたって引き下げられると。その点では年間10万円以上の引き下げになられた方もおられるんじゃないかなと私は推測しています。

このようなたくさんの方の給料を下げるということが、今のように事務が繁雑だからやらないということではなくて、これだけの事務をされているわけですね。その点では議会の議員の期末手当だけを調整するのに、事務の繁雑というのは

なかなかね、理解していただける方が少ないんじゃないかなと思うんです。

そこで、もう少し住民の皆さんが理解できるような根拠というのはないんでしょうか。

○議長（松本宗弘君） 吉田議員、これは11月22日に全員協議会でしてますよね。（「しましたね、はい」と吉田議員呼ぶ）

ね。ですからその中で、一応どういうような方針という形で、前回の例という形をもって、参考にさせてもらって発議をしようかということで、各議員さん、概ね、まあ吉田議員は、ここにも書いておるみたいに「筋が通らないと思います」というようなことを述べておられますけど。

吉田議員、さっきは止めませんでしたけどもね、今、議員報酬等に関する条例のことでやっているけども、先ほどから職員、職員と言っておられますけども、職員というのは、ずっとそういう形で進めておられてきているからあれですけども、議会と職員はまた別問題なので、その進め方について我々全員協議会をしたわけで。まことに申しわけないですけども、今日だったかな、昨日だったかな、この前、吉田議員は、もう早速この前全員協議会を開いて、ここに書いておりますよね、この吉田議員の新聞にね。

（議長より資料を吉田議員に向け示す）

これも全員協議会を開催しているから、まあいいんですけども。「12月定例会に提出することになりました。これもおかしいでしょう」と最後に書いているわね。これ、吉田議員が書いているやつでしょう、違うの。

それはそれで、あくまで今とりあえず、うちはこれは本会議で提出しますということで終わっているんですから、この後、またこの会議が終わった後で書こうとしている言葉だなと、まあ自分のない頭でそう思っているんですけども。（「いやいや、そなん、いきさつは存じ上げてますよ、全員協議会で話をして」と吉田議員呼ぶ）

これが出ているから、ちょっと自分自身もびっくりしているんですよ。各議員さんもおられるんだから、これは吉田議員の考え方の吉田議員の新聞だから、まあいいですけどもね。

ですから別に書くのは自由だから何を書いてくれてもかまわないです。実際そう

というような方向で進んでいるんですけども。今はこれを発議として、発議第15号として提案しているわけですね。ですから過去の例にならってやっていきましょいうという形で全員協議会が終わったのと違うかなと、私は思っているんですけども。それはどういう具合に思っているんですか。（「よろしいんですか」と吉田議員呼ぶ）

○議長（松本宗弘君） よろしいですよ。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） これは言ってみたら、議会運営委員会のほうが提出したということで全協での話をもとに出されていると、それは存じ上げてますよ。

ただ、説明理由はですね、やはり事務が繁雑だから下げるのを4月からしたということでしたのでね。やっぱりもう少し住民の皆さんが理解できるような中身の理由を聞かせてほしいということで質問させていただいているだけで、その事務手続きについては何ら……。

○議長（松本宗弘君） だからその質問に対して、今、議運の委員長が再度答弁されましたよね。そうでしょう。議運の委員長がこういうような形でということで、答弁をさっきしたのと違いますの。（「答弁されてます。ですから……」と吉田議員呼ぶ）

それでよろしいですね。（「ですから事務手続上、繁雑だからこういうふうに4月からしましたという答弁をいただきました。それ以外にないんですかというのをもう1回聞いただけです」と吉田議員呼ぶ）

だから言ってるんです。それ以外に、全員協議会で決まったことなんですから、まあ決まったことというのは、大体そういうような形でいまいしょうと、それで議会運営委員会に上げたわけですね。それで進んだ中で、委員長自身がそういう具合に答弁されているんですから、それ以上の答弁はないのと違いますか。座ってください。

○議長（松本宗弘君） 議会運営委員長、答弁ありますか。12番、小走議員。

○12番（小走善秀君） ありません。今言われていたとおりです。

○議長（松本宗弘君） 吉田議員、そういうことですわ。（「わかりました」吉田議員呼ぶ）

しかし、まあ早いこと出されたんですね。（「それはその……、ちょっとこれはあれですけども、その私の記事は議案に載りますのか。討論にこんなん出してます

よと言って、後で議事録を見た人は……」と吉田議員呼ぶ)

いや、何で暫時休憩を打たないかと言うのは、全員協議会で諮っていますよね。これだけやったらね、ほかの議員も何してるのかなという意味もありますし、私は私なりに、今日朝見て、これを一瞬で考えて、各議員さんもですよ、みんなで諮ってですよ、そういうような形で前回の例をもとにしましょうということをやっているわけですよね。そうでしょう。

それなのに、自分だけがこんな僕だけがあれですよと、ほかの議員さんはあれですよ、今、下げないとというような形にも、ね。

(議長より資料を吉田議員に向け示す)

これを配って見られた人は、そう受け取っておられるかもわかりませんから。(「ですから、これ、これと言われても、議事録見た人はわからないなと思うけどもね」と吉田議員呼ぶ)

いやいや、議事録見た人はあれでしょう、わかりますでしょう。(「まあ、これではわからないと思いますね」と吉田議員呼ぶ)

また説明してあげればいいですよ。

ほかにありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(松本宗弘君) ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(松本宗弘君) ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。9番、吉田議員。

(9番 吉田容工君 登壇)

○9番(吉田容工君) それでは発議第15号、田原本町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について賛成の立場で討論させていただきます。

私は、かねてより田原本町議会議員の期末手当、これには100分の40という加算がされています。この分は削るべきだという立場で、これまで主張させてきていただいています。その点では、議員の期末手当を下げるということには賛成であります。

先ほどちょっと質問しましたけれども、人事院勧告が今年の4月から下げるべきだということを勧告して、それにのっとなってこれを行うということでは、少し違うかなと思っています。

ただ、いずれにしても期末手当を下げるという点では賛成できますので、本議案に賛成をいたします。

○議長（松本宗弘君） ほかに討論ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

それではこれより発議第15号、田原本町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

議案の一括上程（報第18号より議第50号までの19議案について）

○議長（松本宗弘君） 続きまして、報第18号、平成22年度田原本町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告より、議第50号、指定管理者の指定についてまでの19議案については、会議規則第37条の規定により、この際一括上程したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、報第18号、平成22年度田原本町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告より、議第50号、指定管理者の指定についてまでの19議案につきましては一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知とともに配付をいたしておりますので、議員各位におかれましては熟読を願っている関係上、この際議案の朗読を省略いたしまして、町長より提案理由の説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松本宗弘君) ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 寺田典弘君 登壇)

○町長(寺田典弘君) それでは議長のご指名によりまして、平成22年田原本町議会第4回定例会に提出させていただきました各議案につきまして、その概要の説明を申し上げます。

報第18号、平成22年度田原本町一般会計補正予算(第4号)の専決処分の報告につきましては、補正予算額は250万1,000円の増額で、予算総額は10億7,913万円でございます。

衛生費、250万1,000円の増額は、新型インフルエンザ対策として、生活保護世帯及び住民税非課税世帯を対象に予防接種料の公費負担でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により平成22年10月15日付けで専決処分をしたものでございます。

次に、平成22年度田原本町一般会計補正予算(第5号)を始め各会計補正予算につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、本町におきましても給与改正を行うものと、人事配置に伴います過不足等の調整を図るため、人件費にかかる補正でございます。一般会計はこの他に新たな退職者にかかる退職手当負担金の増額でございます。

報第19号、平成22年度田原本町一般会計補正予算(第5号)は3,886万8,000円の減額、報第20号、平成22年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は514万2,000円の減額、報第21号、平成22年度田原本町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は379万9,000円の減額、報第22号、平成22年度田原本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は766万7,000円の減額、報第23号、平成22年度田原本町水道事業会計補正予算(第1号)は1,045万2,000円の減額でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により平成22年11月30日付けで専決処分をしたものでございます。

次に、報第24号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の

専決処分の報告及び報第25号、田原本町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、長引く景気悪化に伴い民間給与が公務員給与を下回る事となったことを踏まえ、人事院及び奈良県人事委員会の勧告に準じて、本年の民間給与との較差を解消するための措置として、これに見合う月例給、特別給ともに引き下げるものでございます。

一般職の職員については、特に50歳台後半層の一定の職員の給料表及び管理職手当について一定率を減額し、さらに残った較差分を解消するため中高年齢層の一定の職員の給料表の引き下げ改定をあわせて行うとともに、期末勤勉手当の年間支給月数を0.2月分引き下げるものでございます。

特別職の常勤の職員については、期末手当の年間支給月数を0.15月分引き下げるものでございます。

施行日等の関係から地方自治法第179条第1項の規定により平成22年11月30日付けで専決処分をしたものでございます。

次に、報第26号、財産の取得についての専決処分の報告につきましては、唐古・鍵遺跡公有化事業の用地取得で、土地451.52平方メートルを取得価格1,542万3,200円で、平成22年11月1日付けで取得したもので、契約の時期の関係から地方自治法第179条第1項の規定により同日付けで専決処分をしたものでございます。

次に、議第41号、平成22年度田原本町一般会計補正予算（第6号）につきましては、補正予算額は3億7,170万4,000円の増額で、予算総額は104億1,196万6,000円となります。

補正内容として、総務費、3億460万6,000円の増額は、財政調整基金積立と知事及び県議会議員選挙費の平成22年度執行分でございます。

民生費、5,573万5,000円の増額は、実績による福祉医療費及び子ども手当等の増額並びに国民健康保険特別会計への繰出金でございます。

衛生費、930万9,000円の増額は、地方交付税措置の病床単価の引き上げに伴う国保中央病院組合負担金でございます。

農林水産業費、205万4,000円の増額は、農地台帳システム改修委託料と農業機械の購入資金の一部を助成する担い手づくり交付金でございます。

また、債務負担行為補正につきましては、老人福祉センターの指定管理料で、平成23年度からの3年間で6,840万円と旧駅前整備事務所を水道部に移築するものなどで955万円でございます。

なお、財源は地方交付税及び国県支出金でございます。

次に、議第42号、平成22年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、予算規模に変更はなく、歳入区分の変更で、保険基盤安定事業費及び財政安定化支援事業費の確定により、一般会計繰入金2,279万8,000円を増額し、国民健康保険税の減額で調整を図るものでございます。

次に、議第43号、平成22年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、今回の補正予算額は306万円の増額で、予算規模は20億7,482万1,000円となります。

補正内容は、総務費、306万円の増額で、既存小規模福祉施設へのスプリンクラー設置補助でございます。

なお、財源は国庫支出金でございます。

次に、議第44号、田原本町行政組織条例の一部を改正する条例につきましては、地域の発展と住民福祉の向上を目指し、自立したまちづくりを進めていくために、より簡素で効率的な行政組織・機構の見直しを行うもので、生活環境部をなくし、上下水道部を設置するものがございます。

次に、議第45号、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国家公務員の国際機関等への派遣制度について、人事院規則の一部が改正されたことに伴うもので、外国の地方公共団体に派遣される職員の給与と派遣先機関からの報酬との合計額が外務公務員給与を超えないようにするため、派遣給の支給割合を100分の70未満にも設定できるよう改正するものでございます。

次に、議第46号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部が平成21年4月1日より施行され、国家公務員の勤務時間が1週間当たりの勤務時間が40時間から38時間45分（1日当たり7時間45分）に改正されており、地方公務員の勤務条件については、地方公務員法第24条第5項の規定により

国家公務員等の勤務状況を考慮して定める必要があるため、本町においても国家公務員と同様の勤務条件に改正を行うものでございます。

次に、議第47号、田原本町自動車駐車場設置条例を廃止する条例につきましては、昭和48年に地域住民の自動車の駐車の手便を図るため設置されましたが、初期の目的を達成したことから現行の条例を廃止するものでございます。今後、地元自治会とも協議し、町有財産の有効活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、議第48号、財産の取得につきましては、田原本町清掃工場のバグフィルター式集塵機の修理により交換部品である「ろ布」を、契約金額1,291万5,000円で、大阪市西区京町堀1丁目17番16号 磯村豊水機工株式会社 大阪支店支店長 山内洋人を契約相手とし財産取得をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第49号及び議第50号、指定管理者の指定につきましては、田原本町老人福祉センターの指定管理者に、橿原市北八木町1丁目1番8号 阪神管理サービス株式会社 代表取締役 清水克益を指定し、指定の期間を平成23年4月1日から平成26年3月31日までとするものと、田原本町ふれあい農園の指定管理者に、奈良市大森町57番地の3 奈良県農業協同組合 代表理事理事長 中出篤伸を指定し、指定の期間を平成23年4月1日から平成28年3月31日までとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上各議案につきまして、その概要を申し上げましたが、議員各位におかれましては、よろしくご審議を賜りましてご議決、ご承認をいただきますようお願いを申し上げます、簡単ではございますが提案理由の説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして町長の提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議はこれにて散会をいたします。ありがとうございました。

午前11時25分 散会